

### 3 訪問看護（介護予防訪問看護）

#### <人員基準のポイント>

##### (1) 訪問看護ステーションで行う場合

- ・ 管理者（1人 管理上支障がない場合は、看護職員との兼務可。原則として保健師又は看護師とする。）
- ・ 看護職員（常勤換算2.5人以上 うち1人常勤）
- ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（実情に応じた適当数）

##### (2) 病院、診療所で行う場合

- ・ 看護職員（適当数）

#### <設備基準のポイント>

##### (1) 訪問看護ステーションで行う場合

- ・ 事業の運営を行うために必要な広さの専用の事務室（兼用可。他の事務を行う場所とは区分すること）
- ・ 利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペース
- ・ サービスの提供に必要な設備、備品（感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある）

##### (2) 病院、診療所で行う場合

- ・ 訪問看護ステーションと同じ。設備、備品については、当該医療機関のものを使用可。

#### <運営基準のポイント>

- ・ 管理者は事業所を一元的に管理し、従業者に基準を遵守させること。
- ・ 運営や利用料等の重要事項を記載した文書を交付して説明し、同意を得ること。
- ・ 原則として、利用申込みに対して応じなければならないこと。
- ・ サービス提供困難時には、他事業者の紹介等必要な措置をとること。
- ・ 受給資格等を確認し、認定審査会の意見に配慮すること。
- ・ 要介護（要支援）認定の申請（更新）等を援助すること。
- ・ 居宅介護支援事業者等のサービス提供事業者との密接な連携に努めること。
- ・ 居宅サービス計画の作成や変更の援助をすること。
- ・ サービス提供、従業者、設備、会計等に関する記録を整備し、保存すること。
- ・ 法定代理受領サービスとなる場合とそれ以外の場合で、又は医療保険による事業との間で、利用料に不合理な差を設けないこと。
- ・ 利用者の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費について、利用者から実費相当額を徴収できること（あらかじめ利用者又はその家族に対し説明し、原則として文書により同意を得ること）。
- ・ 利用者の希望・心身の状況や主治医の指示を踏まえて訪問看護計画を作成すること。
- ・ 計画の目標、内容等を利用者や家族に説明し、同意を得ること。また交付すること。
- ・ 同居の家族をサービス提供の対象としないこと。
- ・ 不正又は故意に要介護（要支援）状態を生じさせた等と認められた者について、市町村に通知すること。
- ・ 利用者に緊急事態が生じた場合、応急手当を行い、必要な措置を講じること。
- ・ 事業内容や利用料等の重要事項を運営規程に定めること。
- ・ 事業の適切な実施に必要な勤務体制、研修の機会等を確保すること。
- ・ 衛生管理等に努めること。
- ・ 運営規程の概要、勤務体制等の重要事項を事業所に掲示すること。
- ・ 従業者や従業者であった者は、利用者や家族の秘密を保持し、同意なく提供しないこと。
- ・ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- ・ 居宅介護支援事業者に利益供与を行わないこと。
- ・ 苦情処理体制を整えて、苦情に迅速かつ適切に対応すること。
- ・ 利用者の苦情に関して、市町村が実施する介護相談員事業等に協力するよう努めること。
- ・ 事故発生時には、家族等への連絡、損害賠償等の措置を速やかに講じること。
- ・ 事業所ごとに経理を区分し、他事業と会計を区分すること。

- (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、理学療法士等）は、配置しないことも可能です。
- (2) 管理者は、訪問看護等の従事経験があることが必要です。  
また、管理者としての資質を確保するための研修等を受講していることが望ましいです。
- (3) 指定訪問看護の利用対象者は、主治医が訪問看護の必要性を認め、指示書を交付（医療機関の場合は診療録への記載で可）した者に限られます。  
また、訪問看護サービスは、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って提供し、訪問看護計画及び訪問看護報告書は、定期的に主治医に提出することとされています。
- (4) 訪問看護計画は、利用者の希望、主治医の指示、看護目標、具体的なサービス内容等を記載します。  
居宅サービス計画が作成されている場合は、これに沿って作成してください。また、計画の目標、内容、実施状況、評価等を利用者や家族に説明してください。  
なお、訪問看護計画は、准看護師が作成することができません。
- (5) 理学療法士等による指定訪問看護を含む訪問看護計画書及び報告書は、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携して作成する必要があります。  
また、理学療法士等による訪問が、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合は、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を利用者に説明した上で同意を得る必要があります。